

令和 8 年度自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等案内書

令和 8 年 9 月 1 日

石川県文化観光スポーツ部文化振興課

目 次

1	令和 8 年度自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等説明書-----	1 頁
2	入札心得書 -----	7 頁
3	各種様式等 -----	9 頁
	一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書（別記様式 1）	
	誓約書（別記様式 2）	
	一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状（別記様式 3）	
	入札書（別記様式 4）	
	質問書（別記様式 5）	
	自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する委任状（別記様式 6）	
4	県有財産有償貸付契約書 -----	16 頁
5	仕様書 -----	20 頁

- ※ 1 本案内書は、現地説明及び入札の際にお持ち下さい。
2 本案内書に綴じ込みの様式は、コピーしてお使い下さい。

令和 8 年度自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札等説明書

石川県では、自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって設置者（以下「借受人」）と貸付料を決定します。入札に参加を希望される方は、この入札説明書のほか、仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 一般競争入札により自動販売機の設置場所として貸付する場所等

物件番号	施設名	設置場所	住 所	財産区分	貸付面積	販売品目	設置台数
1	音楽堂	1 階出入口	金沢市昭和町 20 番地 1	建物	1.44 ㎡	飲料 (缶・ペットボトル)	1 台

2 入札方法、入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札方法及び入札日時

入札方法：単独入札

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの。

入札日時：令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 10 時

(2) 開札日時

入札後即時開札

(3) 入札及び開札の場所

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁行政庁舎 11 階 1111 会議室

3 貸付期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで(更新はしません)

4 現地説明の日時及び場所

物件番号	施設名	日 時	集 合 場 所	事前申込
1	音楽堂	令和 8 年 9 月 4 日 (金) 13 時 30 分～	金沢市昭和町 20 番地 1 音楽堂 1 階事務室	必要 【申込先：石川県文化振興課】

5 入札価格

(1) 入札価格は、貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（入札価格）を入札書に記載してください。

6 競争入札参加者資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

(2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方

法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。

- (5) 法人にあつては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては石川県内で事業を営んでいる者であること。

- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

7 自動販売機の設置条件

- (1) 借受人の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、石川県が設置者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行います。

- (2) 貸付料

落札価格をもって、貸付期間中の総貸付料とします。

貸付期間の年数等で均等分割した金額（10円未満の端数が発生する場合は、初回納入分に上乗せ）を、契約締結後又は各年度当初に石川県が発行する納入通知書により、初年度は契約締結の日から一月以内、翌年度以降は、毎年度4月末までに納付してください。

ただし、借受人の申し出により、翌年度以降は、分割納付（4月、10月の年2回）できるものとします。

また、既に納付された貸付料は返還しないものとします。

ただし、貸付期間中に、借受人の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納入された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

- (3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて借受人の負担とします。

また、電気・水道等の光熱水費について（子メーター設置にかかる経費も含めて）も借受人の負担とします。詳しくは別添仕様書を確認してください。

- (4) 設置機器及び販売品目等の条件

別添仕様書記載のとおりとします。

(5) 借受人都合による契約の解除

借受人の都合による契約解除については、6 か月前までに書面により申し出ることが必要となります。（解除日は6 か月後の月の末日となります。）

契約解除を行った場合でも納付済の貸付料は返還しませんので注意してください。なお、解除日が当該年度の下半期に属する場合で、下半期分の貸付料が未納の場合は、下半期分の貸付料の満額を徴収いたします。解除日が当該年度の上半期に属する場合は、上半期分の貸付料の満額を徴収いたします。（下半期分は徴収いたしません。）

契約解除を行った設置事業者は、当該物件の後継設置者を選定する入札に参加できません。（それ以外の物件の入札には参加可能です。）

(6) 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって県に申請し、その承認を得なければならないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ その他、別添仕様書記載のとおりとすること。

(7) 原状回復

借受人は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、借受人は一切の補償を石川県に請求することができません。

(8) 報告義務

借受人は、本貸付に係る自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、県の求めるときに書面で提出しなければなりません。

8 入札参加申込の方法

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みは、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送の場合は簡易書留により、かつ「自動販売機設置参加申込書在中」と明記してください。

(1) 申込方法及び申込期間等

申込先 石川県文化観光スポーツ部文化振興課企画管理グループ

（〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階）

申込期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

【必須】

- ① 一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書（別記様式1）
- ② 誓約書（別記様式2）
両面印刷可。
- ③ 設置する自動販売機又は同類の機種のカatalog等（コピー可）

【代表者（本店）ではなく代理人（支店）名で願書を提出とする場合】

- ④ 一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状（別記様式3）
（一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出は、競争入札参加資格者の登録の際に提出いただいた委任状の委任事項に該当しません。申込書兼願書の提出に代理人を立てる場合は、本委任状を提出してもらう必要があります。）

9 入札等に関する質疑

質問のある場合は、別記様式5により、本質問書を令和8年9月9日（水）午後5時までに、電子メール又は持参により文化振興課企画管理グループに提出してください。

なお、電子メール又はFAXを送信した際は、電話で担当者に受信確認をしてください。

回答書は、令和8年9月10日（木）までに電子メール又はFAXのいずれかの方法により、送付します。

10 入札保証金及び契約保証金

免除します。

11 入札日の持参品等

① 入札書（別記様式4）

再度入札のため、予備の入札書をご用意ください。

② 自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する委任状（別記様式6）

競争入札参加資格者を有する者として登録されている代表者又は代理人以外のお名前及び印で入札される場合は、本委任状が必要です。

③ 筆記用具

④ 身分証明書（運転免許証等、ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの）

12 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

13 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

ただし、落札者となる同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。（詳細な手続きは、別添「入札心得書」を参照）

14 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、落札者は、落札決定の日から5日以内（入札日を算入し県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。

契約書（石川県保管用1部）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。（印紙貼付は土地契約のみ必要）

入札終了後、契約事務を執行する機関をご連絡いたします。

15 入札結果の公表について

今回の入札結果については、以下のとおり公表します。

(1) 公表の時期

契約締結後、石川県が必要と認める時期

(2) 公表内容

- ① 当該入札物件の概要
- ② 落札金額
- ③ 落札者名 など

16 その他

石川県において、公用、公共用もしくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とする

き、又は貸付物件が廃止されるときは、契約を解除する場合があります。その場合、既に納付された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還します。
(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。)

この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）及びその他関係法令等の定めるところによります。

17 問い合わせ先

石川県文化観光スポーツ部文化振興課企画管理グループ

電話番号：076-225-1372

メー ル：e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

【参考】各委任状の役割について

各委任状の役割は次のとおりですので、必要な委任状を提出してください。

委任状の種類	競争入札参加資格者名簿（物品）登載の際の委任状	一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状	自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する委任状
委任事項	入札行為に関する一切の行為、自動販売機の貸借契約に関する行為（契約締結行為、貸付料支払等）	自動販売機の貸借契約に関する申請行為（申込書兼願書の提出）	入札行為に関する一切の行為
効果	本名簿に登載された代理人は自動販売機入札に参加でき、契約行為を行うことができます。 ただし、申込書兼願書は委任事項に含まれません。 （入札参加資格要件の1つとして名簿に登載されていることが必要）	代表者（本店）ではなく代理人（支店等）名で申込書兼願書を提出することができる。	競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている代表者又は代理人以外の者の氏名と印で入札行為を行うことができます。
提出期限	入札当日までに登録が完了していること	申込書兼願書の受付締め切りまで	入札当日
提出方法	管財課用度グループへ名簿登載申請時に提出してください	申込書兼願書の添付書類として提出してください	入札当日に原本を提出してください

入札心得書

第1条 入札参加者は、「自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札案内書について疑義があるときは、別に指定した日までに関係職員の説明を求めることができます。

第2条 入札参加者は、入札に関し石川県の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札者は、「入札書（別記様式4）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印を押さなければなりません。

3 入札者が競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式6）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることはできません。

第4条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

（1）入札参加資格を有しない者がした入札書

（2）入札参加申込みをしなかった者がした入札書

（3）当該入札に対する同一人の二以上の入札書

（4）記名押印のない、又は判然としない入札書

（5）入札金額の記載が不明確な入札書

（6）入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

（7）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

（8）当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書

（9）委任状を持参しない代理人のした入札書

（10）委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

（11）再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書

（12）郵送による入札書

（13）その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第7条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会のうえ行います。

第8条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第9条 開札をした場合において、各人のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

2 第5条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日があるときは、その日を加算した期間。）に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うとともに、不正又は不誠実な行為があったとして、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の例により措置するものとする。

第12条 入札をした者は、入札後、仕様書、貸付条件、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

(別記様式 1)

一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者又は代理人名

印

県有財産に自動販売機を設置したいので、入札公告、入札案内書の内容を承諾の上、当該物件に係る一般競争入札に参加を申し込みます。

申込物件

物件 番号	参加 希望	施設名 設置場所	住 所	財産 区分	貸付 面積	販売品目	設置 台数
1		音楽堂 1 階出入口	金沢市昭和町 20 番地 1	建物	1.44 ㎡	飲料 (缶、ペットボ トル)	1 台

【追記】競争入札参加資格者名簿（物品）に登載（済み・申請中 どちらかに○）
一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する委任状の提出（有・無 どちらかに○）

【添付書類】

- ① 設置する自動販売機のカatalog等（コピー可）
- ② 誓約書
- ③ 本申込書兼願書の提出について代理人を立てる場合は、委任状（別記様式 3）

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

(別記様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

石川県知事 山野 之義 様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

このたび、自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に掲げる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は次に掲げるいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

- (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的失墜行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

4 石川県内における本店、支店又は営業所等の所在地は下記のとおりです。

名称	住 所※

※ 法人登記簿謄本又は住民票記載事項証明書により所在地が確認できない場合は、会社概要パンフレットなど、住所を確認できる書類を添付すること。

5 自動販売機の設置業務において、過去3年間のうち自ら2年以上管理・運営する実績を有しています。

設置施設名等	住 所	設置台数	設置期間

6 入札の参加にあたっては、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

当誓約書は両面コピーで利用するか、2枚にわたる場合は割印すること。

代表者(本店)ではなく代理人(支店)名で申込書兼願書(別記様式1)を提出する場合
に本委任状を提出してください。

(別記様式3)

一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、令和8年度自動販売機設置に係る一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書の提出に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

石川県知事 山野 之義 様

申込人(委任者) 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

(別記様式4)

入札書

令和 年 月 日

石川県知事 様

申込人（又は代理人）
住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者又は代理人名

印

自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札について、入札案内書等を承諾のうえ、
下記のとおり入札します。

記

物件 番号	入札 方法	施設名 設置場所	財産 区分	貸付 面積	入札価格（貸付料総額（税抜き））							
					千万	百万	十万	万	千	百	十	円
1	単独 入札	音楽堂 1階出入口	建物	1.44 ㎡								

注）入札しない（一般競争入札参加申込していない）物件については、入札価格を空欄として
ください。

※1 入札価格は、貸付期間の総額（税抜）を記入し、金額のあたりに「¥」をつけてくださ
い。

(別記様式 5)

自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する

質 問 書

宛先：石川県文化観光スポーツ部文化振興課企画管理グループ

(質問者) 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

担当者名

TEL :

FAX :

メールアドレス :

(入札案内書に記載の施設名及び物件番号)

設置場所：〇〇

〇〇

物件番号：〇, 〇, 〇

質問内容

(記入例：入札案内書 P 番号 の〇〇〇〇について)

(注意事項)

- ① 質問のある方は、本質問書を令和8年9月9日(水)午後5時までに、電子メールもしくは持参により上記あて先に提出してください。
なお、電子メールを送信した際は、電話にて担当者に到着を確認してください。
- ② 回答書は、令和8年9月10日(木)までに電子メール又はFAXのいずれかの方法により、送付します。
- ③ 本件に直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答しませんので承知おきください。

競争入札参加者資格者の登録者以外のお名前及び印で入札される場合は、本委任状を入札ごとに提出してください。

(別記様式 6)

自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札に関する

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札行為に関する一切の権限を委任します。

記

○ 次の一般競争入札行為に関する一切の権限委任

物件 番号	権限 委任	施設名 設置場所	住 所	財産 区分	貸付 面積	販売品目	設置 台数
1		音楽堂 1 階出入口	金沢市昭和町 20 番地 1	建物	1.44 ㎡	飲料 (缶・ペットボト ル)	1 台

令和 年 月 日

石川県知事 山野 之義 様

申込人（委任者） 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

県有財産有償貸付契約書

貸付人石川県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有に係る次の不動産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

物件 番号	施設名及び 設置場所	所在地	財産 区分	貸付 面積	設置 台数	備考
1	音楽堂 1階出入口 (図面添付)	金沢市昭和町20番地1	建物	1.44㎡	1台	貸付面積に、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供するものとする。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別添「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年10月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、初年度は10月末日まで、毎年度4月末日までに甲に納付するものとする。

年 度	納 付 金 額	納 付 期 限
令和 8 年度		令和 年 月 日
令和 9 年度		令和 年 月 日
令和 1 0 年度		令和 年 月 日

2 既に納付された貸付料は返還しないものとする。ただし、貸付期間中に、乙の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となる場合は、既に納付された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第21条第4項により契約を解除するとき、解除日が年度の上半期に属する場合若しくは解除日が下半期に属し下半期分の貸付料が未納である場合は、乙は、当該年度の貸付料の半額を甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲に納付するものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(光熱水費の納付)

第8条 乙は、特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した自動販売機には電気、水道等の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーター等により自動販売機に係る電気等の使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。

3 乙は、甲又は施設管理者の発行する納入通知書等により、甲の指定する期日までに、前項の光熱水費を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条第1項に定める納期限までに貸付料を納付しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年3.0パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延滞金を納付する場合において、乙が納付した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(契約不適合責任等)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

(貸付物件の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承

認は、書面によるものとする。

(貸付物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第17条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又は毀損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

2 貸付物件に設置する自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、甲の求めるときには、書面で提出しなければならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 円

(2) 第3条又は第14条に定める義務に違反した場合 金 円

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき、又は貸付物件が廃止されるときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が半月以上貸付物件を使用しないとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10)貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11)前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 乙は、第4条に定める貸付期間満了前に契約を解除しようとするとき、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は、6か月後の月の末日とする。

(貸付物件の返還)

第22条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第23条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は第21条第1項及び第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

貸付人 甲 石川県

石川県知事 山野 之義

印

借受人 乙

印

契約書に定める貸付物件に自動販売機を設置する際の条件を以下のとおりとする。

1 販売商品の種類及び販売価格

物件 番号	種類	販売価格
1	容器：缶（スクリュース式のみ）、ペットボトル 種類：清涼飲料水、ミネラル・ウォーター、お茶等 販売品目の中に必ずミネラル・ウォーター、お茶類を入れること。 利用者ニーズに配慮し、品揃えが偏らないように工夫すること。	一般市場価格 で設定すること

※一般市場価格：事業者が自動販売機設置場所で、実際に販売する場合の価格

2 自動販売機の種類

- * CO2排出抑制や省エネに考慮したタイプ（例えば、ノンフロン対応、ヒートポンプ式、ピークカット式、学習省エネ式など）の機械を導入すること。
- * 広告宣伝等は避けたものとし、自動販売機の配色は周囲の景観に配慮したものにすること（白又はグレー又は後背建物の壁と同系色のもの）。

3 回収ボックスの設置

- * 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、借受人（乙）の責任で適切に回収・リサイクルすること。特に催しがある際は、速やかに回収すること。
ただし、隣接する自動販売機の設置者と調整して、必要数の回収ボックスを設置することを認める。その際には、事業者間の責任分担を明確にしておくこと。

4 自動販売機の安全対策

- * 自動販売機の設置にあたっては、JIS規格「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。
また、設置後は安全面に問題がないか定期的に確認すること。

5 自動販売機の維持管理

- * 自動販売機の手配、点検修理、商品の補填、売上金回収、使用済み容器の回収、清掃等、一連の作業を、借受人（乙）の責任を持って実施するフルサービス方式で管理を行うこと。
- * イベントの開催などにより通常より多くの飲料が販売されることが予測される際には、前もって補充したり、臨時的に巡回を増やすなど、売り切れを防ぐための対策を講じること。
- * 原則毎週1回以上、自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- * 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、借受人（乙）の責任において対応すること。

6 その他の条件

- * 契約期間開始後は速やかに飲料等の販売を開始すること。
- * 借受人（乙）は、電気、水道等の使用量を計る専用メーターを設置することとし、そのメーターにより指定管理者が計測し算出した光熱水費を支払うこと。
- * 自動販売機の搬入及び撤去の日時や経路については、指定管理者と協議すること。
- * 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間や経路については、指定管理者の指示に従うこと。
- * その他記載のない事項については、入札案内書によるものとする。